



## 《会計・税務の知識》 小規模事業者持続化補助金について

### はじめに

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者が自社の経営を見直し、持続的な経営に向け作成した経営計画に基づき行う、販路開拓や生産性向上への取り組み費用を補助するものです。

### 1. 対象事業者

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

(出典：小規模事業者持続化補助金ガイドブック)

対象者は、上記に該当する法人・個人事業主・特定非営利活動法人(NPO法人)となります。

なお、上記図の「常時使用する従業員」の範囲に含まれない代表的な例は以下になります。

- ①会社役員
- ②個人事業主本人及び同居の親族従業員
- ③申請時点で育児休業・介護休養・傷病休業・休職中の社員
- ④日雇い労働者・2か月以内の期間を定めて雇われるパートタイム労働者等

その他、申請についての詳細な要件は以下リンクをご参照ください。

[一般型\\_ガイドブック\\_12版.pdf \(shokokai.or.jp\)](#)

### 2. 申請類型

通常枠	小規模事業者自らが作成した経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う販路開拓等の取組を支援。
資金引上げ枠	販路開拓の取り組みに加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+50円以上である小規模事業者 ※赤字事業者は、補助率 3/4に引上げ。
卒業枠	販路開拓の取り組みに加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
後継者支援枠	販路開拓の取り組みに加え、アトツギ甲子園においてファイナリスト又は準ファイナリストに選ばれた小規模事業者
創業枠	産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」による支援を受けた日および開業日(設立年月日)が公募締切時から起算して過去3か年の間である、販路開拓に取り組む小規模事業者

(出典：小規模事業者持続化補助金ガイドブック)

申請枠は、通常枠と特別枠の2種類があり、上記図の通常枠以下が特別枠となります。

また、申請できる枠は上記図のうち1つのみとなり、通常枠と特別枠の併用はできません。

### 3. 補助対象となる経費

補助対象経費科目	活用事例
①機械装置等費	補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等
②広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
③ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等の開発、構築、更新、改修、運用に係る経費
④展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等
⑤旅費	販路開拓(展示会等の会場との往復を含む)等を行うための旅費
⑥新商品開発費	新商品の試作品開発等に伴う経費
⑦資料購入費	補助事業に関連する資料・図書の購入費用等
⑧借料	機器・設備等のリース・レンタル料(所有権移転を伴わないもの)
⑨設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等
⑩委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼(契約必須)

(出典：小規模事業者持続化補助金ガイドブック)

補助対象経費は表の通りとなりますが、以下の点等には注意が必要です。

- ①車両・パソコン等の汎用性が高く事業目的外の使用になりえるものは補助対象外。
- ②経費の支払いは原則「銀行振込」で、小切手・商品券等による支払いや、10万円を超える場合の現金支払いは補助対象外。
- ③税込100万円超の経費の支払いや中古品(税抜50万円未満に限る)の購入については、2者以上の見積もりが必須となる。

### 4. 申請から入金までのフロー

- ①申請
- ②採択・交付決定(受付締切から2・3か月)
- ③申請した補助事業の実施(自己負担)
- ④実績報告書の提出・補助金額の確定
- ⑤補助金の入金

上記の通り、申請から補助金の入金まではタイムラグがあり経費を一時的に自己負担するため、事前の資金準備が必要となることに注意が必要です。

### おわりに

2023年度は3か月に1回のペースで公募がありましたので、2024年度についても同様のスケジュールでの公募が予想されています。

補助金の詳細は以下リンクをご参照ください。

[小規模事業者持続化補助金【一般型】 Top \(shokokai.or.jp\)](#)

(担当：結城)